

(広報資料)

SNSからも応募できます！



令和5年8月28日
京都市子ども若者はぐくみ局
はぐくみ創造推進室
TEL 075-251-0457

令和5年度 はぐくみ「写真」&「川柳」の募集について

子どもの健やかで心豊かな育ちのために大人としてどう行動すべきかを示した「京都市はぐくみ憲章」。

この度、京都市では、この憲章の普及及び実践の推進を図るため、日常の子育てや子どもとの関わりなどの中で、憲章の理念や行動規範につながる行動や出来事、様子などを写した「写真」を募集するとともに、普段の生活や子どもと接する中で、クスッと笑える“あるある”エピソードを「川柳」として下記のとおり募集しますので、お知らせします。

記

1 募集の内容

(1) はぐくみ写真

ア 作品内容

子育ての喜びや楽しさ、「子どもを共に育む」ことの大切さを気づかせてくれる様子。

イ 作品形態

写真に加えて、写真の説明文（50字程度）又はタイトルを付すこと。

(2) はぐくみ川柳

ア 作品内容

普段の生活や子どもと接する中で、クスッと笑える“あるある”エピソードを川柳で募集する。

イ 作品形態

概ね五・七・五の体裁をもつもの。

(例) 平成29年度応募作品

《テーマ：たくさんの人が共感できる、面白く愉快的なもの。》

・川の字が 朝目覚めると あみだくじ

2 応募資格

京都にゆかり（京都市在住・出身、京都大好き等）のある方

3 応募方法

(1) SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）の投稿による応募

Facebook、X（旧 Twitter）、Instagram で、ハッシュタグ「#はぐくみ写真2023」又は「#はぐくみ川柳2023」を付けて、作品を投稿してください。

※応募・問合せ先アカウントからハッシュタグで閲覧できない投稿は無効になります。SNS アカウントの公開範囲を限定している場合は、メッセージ機能でお知らせください。折返しこちらからフォロー（友達）申請を行いますので、御承認ください。

(2) Eメールによる応募

件名を「はぐくみ写真2023」又は「はぐくみ川柳2023」とし、郵便番号・住所・氏名を明記の上、「7 応募・問合せ先等」まで作品を添付し送付してください。

(3) 郵送による応募

作品とともに、郵便番号・住所・氏名・連絡先（電話番号）を明記の上、「7 応募・問合せ先等」まで郵送してください。

4 募集締切

令和5年10月31日（火）まで（必着）

5 応募特典

応募者の中から抽選で20名様に図書カード3,000円分を進呈します。

6 その他留意点

- (1) 応募作品は、本市の広報媒体に使用する場合があります。応募者は、本市が応募作品を使用することについて、あらかじめ了承するものとします。
- (2) 応募作品は、第三者の権利を侵害するものでないものとしてください。
- (3) 写真の作品は、被写体となる人物・建物・商標等の権利や、撮影者の著作権等を侵害するものでないことを、応募者の責任において確認してください。未成年を撮影した作品は、応募や公開について保護者の了承を得てください。
- (4) SNSで応募いただく場合は、SNSの利用規約を順守してください。
- (5) Eメールで応募いただく場合は、一通あたりデータ量を5MB以下にしてください（写真が複数枚あり、5MBを超える場合は何通かに分けて送付してください。）
- (6) 応募数の上限は、写真・川柳それぞれでお一人様5作品（計10作品）までとします。
- (7) 副賞の送付等に際して必要事項をお伺いするため、担当から応募者へ御連絡する場合があります。応募・問合せ先のSNSアカウント名・Eメールアドレスを参照し、なりすましに御注意ください。
- (8) 応募者から収集した個人情報は、本事業の目的の達成に必要な範囲でのみ使用します。
- (9) 応募作品は返却いたしません。

7 応募・問合せ先等

子ども若者はぐくみ局はぐくみ創造推進室（はぐくみ文化創造発信担当）

住所 〒604-0845 京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町552

明治安田生命京都ビル4階

電話 075-251-0457

FAX 075-251-1616

Eメール hagakumi-bunka@city.kyoto.lg.jp

SNS アカウント 京都市はぐくみ憲章@hagakumi_bunka

(Facebook、X (旧 Twitter)、Instagram)

